

『児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）』

（児童福祉施設の設置）第 35 条

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事（第 59 条の 4 により中核市長）の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

6 都道府県知事（第 59 条の 4 により中核市長）は、第 4 項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県（中核市）児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

『社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）』

（地方社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに指定都市及び中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第 1 項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。



松江市社会福祉審議会条例(平成 29 年松江市条例第 87 号) 児童福祉専門分科会を設置
(調査審議事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) (社会福祉)法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) (社会福祉)法第 12 条第 1 項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に関する事項

○施設名称

なの花のぎ認定こども園(保育所型認定こども園)
(令和 6 年 4 月 1 日開園予定)

○設置者

社会福祉法人玉依会 理事長 岸本 和馬

○施設所在地

松江市浜乃木二丁目 7 番 7 号

○定員

認可定員 60 人

1 号 3 人(3 歳児 1 人、4 歳児 1 人、5 歳児 1 人)

2 号 30 人(3 歳児 10 人、4 歳児 10 人、5 歳児 10 人)

3 号 27 人(0 歳児 9 人、1 歳児 9 人、2 歳児 9 人)

開園時の利用定員 60 人

1 号 3 人(3 歳児 1 人、4 歳児 1 人、5 歳児 1 人)

2 号 30 人(3 歳児 10 人、4 歳児 10 人、5 歳児 10 人)

3 号 27 人(0 歳児 9 人、1 歳児 9 人、2 歳児 9 人)



設置者・施設の概要と審査状況

(松江市こども子育て部こども策課)

1. 設置者の概要

社会福祉法人玉依会 (松江市大庭町1132番地)

理事長 岸本和馬

2. 設置認可申請施設の概要

名称	所在地	定員等		経緯
なの花のぎ認定こども園	松江市浜乃木二丁目7番7号	認可定員	60	平成31年4月1日より保育所として開設。「松江市子ども・子育て支援事業計画」にある基本目標「子どものための教育・保育の充実」「子どものための保護者支援」「子どものための安全・安心の環境づくり」「地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上」を踏まえ、地域の方の子育てのしやすい環境づくり目指し、適切な教育・保育を提供できる『保育所型認定こども園』に移行することに至った。
		うち1号	3	
		うち2・3号	57	
		利用定員 (4月1日開園時)	65	
		うち1号	2	
		うち2・3号	63	

※保育所型認定こども園としてR6. 4. 1開園予定

〔職員の充足状況〕

(1) 園長

資格	幼稚園教諭1種+保育士登録	申し立て(内容は右欄)	児童福祉事業に10年以上従事している。 認可保育所の施設長に3年以上従事し、現在も継続している。
	○	○	
専任・兼務の別	専任	兼務	・兼務の場合、(2)保育教諭の年齢別配置基準の人数を1人増加すること。
	○		

(2) 保育士(教諭)等

【年齢別配置基準(園長、専任の副園長・教頭除く)】

	開始時の利用定員		在籍見込(R6.4予定)		配置基準	基準上の必要人数		保育士(教諭)等配置人数(業務分掌ベース)				うち みなし 配置特例
	保育必要	保育必要以外	保育必要	保育必要以外		常勤	うち 担任	非常勤	うち 担任			
0歳	9	/	5	/	3:1	1.6	5.6	7	/	2	/	1
満1歳	9		12		6:1	2.0						
満2歳	9		12		6:1	2.0						
満3歳	10	1	12	1	20:1	0.6	1	1	1	0	0	0
満4歳	10	1	11	0	30:1	0.3	2	2		0	0	0
満5歳	10	1	11	1		0.4						
常勤換算後	/	/	/	/	/	/	10	合計勤務時間が常勤職員 の勤務時間(月)を下 回る場合常勤換算不可		2	/	/
合計	57	3	63	2	/	7.0 小数点以下四捨五入	12.0 小数点以下四捨五入				1	
最低基準上必要な保育教諭数						7人	12人					

(3) 調理員の配置

配置あり	○
配置なし(調理業務委託等)	

(4) 学校医、学校歯科医の配置

学校医	○	運営規程及び重要事項説明書で確認
学校歯科医	○	

〔参考:上記に加えて公定価格基本分単価充足のために必要な人数〕

(2)-2 保育士(教諭)等

保育教諭	基準上の必要人数	
	常勤	非常勤
主任保育士(主幹教諭)等2名専任化代替職員	1	1
2,3号定員90名以下	1	/
2,3号標準認定利用	1	/
公定価格基本分単価充足のために必要な人数	3	1



	常勤	非常勤
年齢別配置基準+公定価格基本分単価充足のために必要な人数	10	1
実配置人数総計(常勤換算後)	13	3
内訳	主任保育士(主幹教諭)	1
	保育士(教諭)	12

(3)-2 調理員

保育認定子どもの 利用定員規模による配置	定員	配置基準		配置職員数
	57	40人以下の施設	1人(常勤)	
	41人以上150人以下の施設	2人(常勤)	○	常勤3人(栄養士2人含む)、非常勤1人
	151人以上の施設	3人(1人非常勤)		

〔園舎・施設設備・園庭面積の充足状況〕

満3歳以上の園児について編制する学級数	3 学級
---------------------	------

1. 園舎面積基準				面積	
○	条例第9条第4項第2号 該当の読替適用 (既存保育所による 保育所型認定こども園)	適用なし	-	m ²	- m ²
2. 保育室・遊戯室面積				面積	
○	条例第9条第3項第1号	合計	149.49	m ²	327.29 m ²
	①乳児室	1.65m ² /人(満2歳未満児のうちほふくしない者)	9 人	14.85 m ²	87.48 m ²
	②ほふく室	3.3m ² /人(満2歳未満児のうちほふくする者)	12 人	39.60 m ²	
	③保育室(満2歳児)	1.98m ² /人(満2歳以上児)	12 人	23.76 m ²	26.02 m ²
	④遊戯室(満2歳児)				52.60 m ²
	⑤保育室(満3歳以上児)		36 人	71.28 m ²	86.29 m ²
	⑥遊戯室(満3歳以上児)				74.90 m ²
3. 屋外遊戯場面積				面積	
○	条例第9条第4項第2号 該当の読替適用 (既存保育所による 保育所型認定こども園)	3.3m ² に満2歳以上のこどもの数を乗じて得た面積 ※3.3m ² ×48人=158.4m ²	158.40	m ²	207.00 m ²

【凡例】 条例 松江市認定こども園の認定要件に関する条例（平成30年12月21日松江市条例第88号）

[その他の事項]

項目	基準	判定	申請内容	確認資料	根拠法令等
教育及び保育の内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領、保育所保育指針の目標が達成されるもの	○		・園則第4条	市条例10-1-1
	集団生活の経験年数が異なる子がいる等認定こども園固有の事情へ配慮	○		・全体的な計画 ・年間指導計画	市条例10-1-2
	教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画が作成されていること	○		・全体的な計画	市条例10-1-3
	虐待その他園児の心身に有害な影響を与える行為を行わないこと	○		・園則第10条	市条例10-1-4
	小学校教育との連携	○	・児童クラブとの連携 ・就学予定の小学校教諭による参観、情報交換 ・乃木校区保幼小連携委員会 ・保幼小連携研修会等	・全体的な計画	市条例10-1-5
管理運営等	園長がすべての職員の協力を得て管理運営する体制が整備	○		・園則第8条 ・業務分担表	市条例11-1
	保育従事者の資質向上が図られる体制が整備	○		・職員研修計画 ・自己評価等実施計画	市条例11-2
	保育を必要とする子の保育時間が労働時間、家庭状況等を考慮	○	・1号子どもの休業【土日、祝日】 【夏季休業】8/1~31 【冬季休業】12/26~1/7 3/31・4/1 ・2. 3号子どもの休業【日、祝日】 【年末年始】12/29~1/3 ・1号子どもの教育標準時間8:45~16:15(7時間30分) ・2. 3号子どもの保育時間【標準】 7:15~18:15(11時間) 【短時間】 8:15~16:15(8時間)	・園則第10条、第11条 ・重要事項説明書	市条例11-3
	開園日数、開園時間が保育を必要とする子の保育を適切に提供できるものか				市条例11-4
	情報開示の体制が整備	○		・園則第23条 ・重要事項説明書 ・ホームページ	市条例11-5
	入園する子の選考が公正に行われる体制が整備	○		・園則第14条	市条例11-6
	子育て支援事業を実施する体制が整備	○	・一時預かり事業(一般型) ・子育て相談事業	・園則第7条 ・子育て支援事業実施計画	市条例2-1-2
	耐震、防災、防犯等の体制が整備	○		・運営規定第17条 ・消防防災計画 ・災害対策マニュアル(避難経路図) ・原子力災害時対応マニュアル ・避難訓練・消火訓練年間計画 ・重大事故防止マニュアル ・不審者対応マニュアル	市条例11-7
	事故等の補償が円滑にできる体制の整備	○		・保障関係書類 ・重要事項説明書	市条例11-8
	児童の通園や園外活動等のために自動車を行う場合の児童の所在確認	-			市条例11-9
	児童の送迎を目的とした自動車を行う場合は、当該自動車にブザー等を装備し、降車時に児童の所在確認	-			市条例11-10
	自己評価等の体制、公表	○		・自己評価等実施計画	市条例11-11
	認定こども園である旨の表示	○	・建物外壁に表示	・写真	市条例11-12
新制度での新たな基準	認定要件に適合する設備又はこれに要する資金及び施設の経営に必要な財産を有する	-			法3-5-1
	設置者が施設を経営するために必要な知識又は経験を有する※法人の場合は経営担当役員	-			法3-5-2
	設置者が社会的信用を有する※法人の場合は経営担当役員	-			法3-5-3
	欠格事由に該当しない	○		・誓約書	法3-5-4

【凡例】 条例 松江市認定こども園の認定要件に関する条例(平成30年12月21日松江市条例第88号)

法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)